

青森県がん地域連携パス Q&A

○拠点病院の医療スタッフ用

1	「医療者用パス」、「私のカルテ」は、どこで手に入れますか？	青森県がん診療連携協議会から拠点病院に印刷製本したものと記載例を配布しています。また、最新版ファイルは青森県立中央病院のホームページ（ http://aomori-kenbyo.jp/activity/gan/ganpass ）でダウンロードすることができますので、各拠点病院において連絡窓口等の情報を加えてご利用ください。
2	連携パスの患者さんへの説明はいつ誰が行いますか？	患者さんへの説明は各拠点病院で行います。ただし、説明の時期や説明者等については、各拠点病院の実情に応じて運用いただくこととなります。
3	拠点病院→A医院→B医院とパスされる場合、B医院へは誰がいつパスの説明をしますか？	あらかじめ複数の医療機関と連携する計画とした場合、計画策定病院である拠点病院がパスの説明を行ってください。
4	かかりつけ医は紹介された患者を拒否することはできますか。また、拠点病院はかかりつけ医にその都度了解を得ないと紹介できませんか。	かかりつけ医は任意で連携の承諾または拒否をすることができます。従いまして、個々のケースに応じて対応が異なりますので、拠点病院からパスを送付する際には、その都度意向を確認する必要があります。
5	連携する医療機関同士の情報共有や定期的な連絡はどのように行えばよいですか？	連携に必要な患者情報は「医療者用パス」、「診療情報提供書」により情報共有することとなります。定期受診に係る随時の報告や、変更点の連絡には「地域連携がん診療経過報告書」を活用してください。また、診察・検査結果などの情報を共有するため、患者さんが医療機関受診時に携帯する「私のカルテ」に、必要事項の記入をお願いします。

青森県がん地域連携パス Q&A

6	途中で拠点病院において記入すべき事項が発生した場合はどのようにすればよいですか？	拠点病院からかかりつけ医に「地域連携がん診療経過報告書」を用いて情報提供してください。
7	がん地域連携パスに係る診療報酬について教えてください。	がん地域連携パスについては、診療報酬「がん治療連携計画策定料(750点)」及び「がん治療連携指導料(300点)」で評価されています。ただし、当該点数を算定するためには、各拠点病院及び各医療機関それぞれが、あらかじめ東北厚生局に届け出る必要があります。
8	がん治療連携計画策定料はどのような場合に算定できますか？	各拠点病院が医療者用パス（地域連携診療計画）を作成し、連携医療機関と共有するとともに、入院中（がんと診断されてから最初の入院に限ります）のがん患者に対して、患者に説明・同意を得た上で、文書により提供するとともに、退院時に当該医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、退院時に1回に限り所定点数を算定できます。
9	拠点病院の患者が転院した場合もがん治療連携計画策定料は算定できますか。また、がん治療連携指導料は算定できますか。	拠点病院からの転院時に施設基準を満たす場合、がん治療連携計画策定料は算定できます。ただし、がん治療連携指導料については「入院中の患者以外のもの」が対象であるため、かかりつけ医では入院中はがん治療連携指導料は算定できません。
10	次回の拠点病院への予約は誰がとりますか？	次回の拠点病院の外来予約については拠点病院において行い、その旨を患者さん及びかかりつけ医に説明してください。
11	連携する医療機関のリストはありますか？	青森県がん診療連携協議会で連携医療機関リストをとりまとめ、当該リストは各拠点病院で共有しています。今後、青森県立中央病院のホームページ等で公開予定です。

青森県がん地域連携パス Q&A

12	連携パスの適応症例の管理、バリエーション分析、報告はどのように行えばよいですか？	<p>パスの適応症例の管理は、バリエーション分析によるパスの評価、PDCAサイクルによるパスの改訂に必須です。拠点病院ごとに厳密な症例登録・管理をお願いします。</p> <p>学会報告、論文投稿等への実績報告は拠点病院の責任で行ってください。拠点病院から提供していただいた情報については、「青森県がん診療連携協議会 地域連携パス作成・運用検討会」において分析し、結果を共有します。</p>
13	連携パスの修正・改訂はどのように行いますか？	<p>「青森県がん診療連携協議会 地域連携パス作成・運用検討会」で協議し、随時ブラッシュアップしていきます。最新版は青森県立中央病院ホームページ (http://aomori-kenbyo.jp/activity/gan/ganpass) からダウンロードすることができます。</p> <p>拠点病院の個別の事情による連携パスの変更については、病院ごとに連携パスが大きく改変されると連携医療機関に不便がかけかねません。拠点病院の創意工夫を制限するものではありませんが、可能な限り協議会として足並みを揃えて連携パスを改善していきましょう。</p>
14	連携パスの所有権は？	<p>患者さんへお渡ししていただいた「私のカルテ」は、患者さんのものです。患者さんが所持し、紛失の責任は患者さんに帰します。なお、医療者用の情報共有関係書類は、拠点病院の診療録管理規定に則してお取り扱いください。</p>
15	連携パスの著作権は？	<p>青森県がん診療連携協議会に所属します。ただし、医療連携のためであれば、どなたもご自由にご利用いただけます。なお、当協議会で作成した連携パスについては著作権を主張しないでください。</p>
16	連携パスの普及啓発、詳しい説明は、いつ・どこでだれが行いますか	<p>青森県がん診療連携協議会、青森県、青森県医師会等との協力により普及啓発を行います。運用方法や個別の質問等に関しては、各医療圏の拠点病院から連携が想定される医療機関、訪問看護ステーション、保険薬局等へ説明をお願いします。</p>

青森県がん地域連携パス Q&A

17	保険薬局との連携はどのように行えばいいですか	連携する保険薬局とも診療情報の共有が必要です。薬局で処方してもらう際には、患者さんに「私のカルテ」を提示する旨説明をお願いします。
18	「私だけは専門病院で継続して診てほしい」と患者さんをお願いされたら	がんと共に生活する場合に療養の場は変化します。中心となる医療者も変化します。患者さん・家族にとって、よりよい療養のために地域・地元の医療機関は欠かせません。医療の質・安全・安心を保证するためには、患者さん・家族には地域連携の仕組みで最後まで支えることを説明する必要があります。医療者には、医療者側の都合を押しつけることがないよう細心の配慮が求められます。
19	緊急時の対応はどうなりますか？	救急医療体制は、拠点病院ごとに対応が異なりますが、患者さんが不安を抱かないよう責任ある対応を整備することが重要です。連携パスの導入時に病院ごとに運用規定を定め、「私のカルテ」等で案内をお願いします。
20	運用が規定されていない問題が生じた場合はどうなりますか	まずは個々の拠点病院で一時対応をお願いします。共通する問題点については「青森県がん診療連携協議会 地域連携パス作成・運用検討会」で討議し、方針を決めていきます。
21	「私のカルテ」が不要になったらどうしますか	患者さんご自身の記録として保管されるか、または患者さんご自身・ご家族の判断で処分していただくようお願いしてください。

青森県がん地域連携パス Q&A

○連携医療機関の医療スタッフ用

1	連携パスに参加するためには、どのようになればよいですか？	青森県がん診療連携協議会事務局（青森県立中央病院）まで所定の様式によりFAXにより連絡をお願いします。参加申込の様式は青森県立中央病院のホームページ（ http://aomori-kenbyo.jp/activity/gan/ganpass ）からダウンロードすることができます。協議会事務局において参加申込を受領後、必要な書類を郵送いたします。
2	連携医療機関になることによるメリットはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院と連携することで、より患者の信頼を得やすくなるとともに、手厚い診療により、かかりつけ医の役割をアピールできます。 ・拠点病院とより密接な連携関係を築くことができ、相談相手も明確になります。 ・医療者用パスにより定められた時期に受診された際や臨時に専門医に紹介する際に、検査データ等の診療記録を拠点病院へご報告いただくと、300点の保険点数が認められます。
3	連携医療機関にならないと紹介・逆紹介はできなくなりますか？	連携医療機関としてご参加いただかない場合であっても、患者さんが貴院への紹介を希望される場合は各拠点病院よりこれまで同様ご紹介させていただきます。また、参加は随時可能です。より多くの医療機関にご参加いただき、参加する全ての病院・診療所等が青森県統一の地域連携パスを活用して、円滑な連携ができる体制を目指しておりますので、ご協力をお願いします。
4	「医療者用パス」、「私のカルテ」は、どこで手に入れますか？	最新版ファイルは青森県立中央病院のホームページ（ http://aomori-kenbyo.jp/activity/gan/ganpass ）でダウンロードすることができます。
5	連携パスの患者さんへの説明はいつ誰が行いますか？	患者さんへの説明は、各拠点病院が入院中に行います。

青森県がん地域連携パス Q&A

6	かかりつけ医は紹介された患者を拒否することはできますか。	個々のケースに応じて対応が異なりますので、拠点病院はパスを送付する際には、あらかじめかかりつけ医の意向を確認することとしています。かかりつけ医は任意で連携の承諾または拒否をすることができます。
7	連携する医療機関同士の情報共有や定期的な連絡はどのように行えばよいですか？	連携に必要な患者情報は「医療者用パス」、「診療情報提供書」により情報共有することとなります。日常の受診に係る随時の報告や、変更点の連絡には「地域連携がん診療経過報告書」を活用してください。また、診察・検査結果などの情報を共有するため、患者さんが医療機関受診時に携帯する「私のカルテ」に、必要事項の記入をお願いします。
8	地域連携がん診療経過報告書の報告日の記載は、患者の受診日でなく、かかりつけ医が拠点病院に報告した日になりますか？	実際に報告をする日を記載してください。
9	がん地域連携パスに係る診療報酬について教えてください。	がん地域連携パスについては、診療報酬「がん治療連携計画策定料(750点)」及び「がん治療連携指導料(300点)」で評価されています。ただし、当該点数を算定するためには、各拠点病院及び各医療機関それぞれが、あらかじめ東北厚生局に届け出る必要があります。
10	がん治療連携指導料はどのような場合に算定できますか？	がん治療連携計画策定料を算定した患者であって入院中の患者以外のものに対して、医療者用パスに基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、当該拠点病院に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、月1回に限り算定できます。当該患者のがん治療連携計画策定料の算定の有無については、医療者用パスにチェック欄がありますのでご確認ください。
11	がん治療連携指導料の届出の際に、1つの拠点病院を届出すればよいですか？	県内の全ての計画策定病院（青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院、三沢市立三沢病院、むつ総合病院、十和田市立中央病院の6病院）を一括して届出くださいますようお願いいたします。

青森県がん地域連携パス Q&A

12	拠点病院の患者が転院した場合もがん治療連携計画策定料は算定できますか。また、がん治療連携指導料は算定できますか。	拠点病院からの転院時に施設基準を満たす場合、がん治療連携計画策定料は算定できます。ただし、がん治療連携指導料については「入院中の患者以外のもの」が対象であるため、かかりつけ医では入院中はがん治療連携指導料は算定できません。
13	次回の拠点病院への予約は誰がとりますか？	次回の拠点病院の外来予約については拠点病院において行い、その旨を患者さん及びかかりつけ医にご連絡いたします。
14	連携する医療機関のリストはありますか？	青森県がん診療連携協議会で連携医療機関リストをとりまとめ、当該リストは各拠点病院で共有しています。今後、青森県立中央病院のホームページ等で公開予定です。
15	連携パスの修正・改訂はどのように行いますか？	「青森県がん診療連携協議会 地域連携パス作成・運用検討会」で協議し、随時ブラッシュアップしていきます。最新版は青森県立中央病院ホームページ (http://aomori-kenbyo.jp/activity/gan/ganpass) からダウンロードすることができます。拠点病院の個別の事情による連携パスの変更については、病院ごとに連携パスが大きく改変されると連携医療機関に不便がかかりかねません。拠点病院の創意工夫を制限するものではありませんが、可能な限り協議会として足並みを揃えて連携パスを改善していきましょう。
16	連携パスの所有権は？	患者さんへお渡ししていただいた「私のカルテ」は、患者さんのものです。患者さんが所持し、紛失の責任は患者さんに帰します。なお、医療者用の情報共有関係書類は、拠点病院の診療録管理規定に則してお取り扱いください。

青森県がん地域連携パス Q&A

17	連携パスの著作権は？	青森県がん診療連携協議会に所属します。ただし、医療連携のためには、どなたもご自由にご利用いただけます。なお、当協議会で作成した連携パスについては著作権を主張しないでください。
18	連携パスの普及啓発、詳しい説明は、いつ・どこでだれが行いますか	青森県がん診療連携協議会、青森県、青森県医師会等との協力により普及啓発を行います。運用方法や個別の質問等に関しては、連携する拠点病院が対応いたします。
19	保険薬局との連携はどのように行えばいいですか	連携する保険薬局とも診療情報の共有が必要です。薬局で処方してもらう際には、患者さんに「私のカルテ」を提示する旨説明をお願いします。
20	緊急時の対応はどうなりますか？	救急医療体制は、拠点病院ごとに対応が異なりますが、患者さんが不安を抱かないよう責任ある対応を整備することが重要です。連携パスの導入時に拠点病院の緊急時の対応窓口をご確認いただき、患者さん、ご家族にご案内をお願いします。
21	運用が規定されていない問題が生じた場合はどうなりますか	まずは個々の拠点病院で一時対応をお願いしています。共通する問題点については「青森県がん診療連携協議会 地域連携パス作成・運用検討会」で討議し、方針を決めていきます。
22	「私のカルテ」が不要になったらどうしますか	患者さんご自身の記録として保管されるか、または患者さんご自身・ご家族の判断で処分していただくようお願いしてください。

青森県がん地域連携パス Q&A

○患者さん・ご家族向け

<p>1 医療連携とはなんですか？</p>	<p>ここでは、がん診療連携拠点病院等の医師を「がん治療の主治医」とします。住んでいる地域でがん治療以外の日常診療を受ける医師を「かかりつけ医」とします。その2箇所の医師が互いに連携して患者を診察、治療することが「医療連携」です。専門的ながん治療以外の治療（健康管理や風邪などの治療）を「かかりつけ医」が担当し、精密検査や専門治療（手術、放射線、抗がん剤治療等）を「がん治療の主治医」が担当します。</p>
<p>2 がん地域連携パスとは何ですか？</p>	<p>患者さんががん診療連携拠点病院等で手術や放射線治療などがんの専門的な治療を終えた後、住んでいる地域で日常医療や介護のサービスを適切な時期に受けられるようにするため、疾病の始まりから回復までの経過に沿った一連の治療過程を体系化し、道筋を示した「治療計画書」です。患者さんや患者さんを支える医療・介護関係者間で診療や生活に係る情報を共有するための連携ツールとして使用しますので、「連携パス」と呼びます。</p>
<p>3 私のカルテとは何ですか？</p>	<p>「私のカルテ」は患者さん用の「連携パス」です。医療機関受診時に「がん治療の主治医」や「かかりつけ医」が、診察・検査結果などの情報を記入します。医師同士が情報共有していくための大切な書類です。医療機関受診時や保険薬局に処方してもらう際には必ず「私のカルテ」を携帯し、提示しましょう。</p>
<p>4 がん地域連携パスのよい点とはなんですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手厚い診療やケアが、複数の医師（がん治療の主治医とかかりつけ医）、看護師、薬剤師等から受けられます。 ・日常の診察はかかりつけ医が行うので、拠点病院での待ち時間が短くなります。 ・重複した検査、投薬が避けられます。 ・地域の医療機関に通院することにより、通院の費用も軽減されます。

青森県がん地域連携パス Q&A

5	拠点病院等との関係が切れてしまうのではないかと不安なのですが。	拠点病院と関係が切れるわけではありません。地域のかかりつけ医に紹介した患者は拠点病院でも定期的に経過観察していきます。また、必要なときはいつでも拠点病院の「がん治療の主治医」にも相談にのっていただけます。
6	急なときに診てもらえないのではないかと不安を抱かれる方へ	拠点病院が救急病院ではない場合、不安を抱いている患者さんもいると思います。しかし、拠点病院は連携医療機関からの連絡には責任をもって対応しています。
7	不安なとき、相談したいことができたときはどうすればいいですか？	不安なとき、相談したいことができたとき、しっかり対応する体制が準備されています。拠点病院の連携担当部署（患者・家族相談支援室、地域医療連携室等）の窓口にご連絡ください。
8	「私のカルテ」の所有権は？	患者さんが説明を受けて、受け取られた「私のカルテ」は患者さんご自身のものです。患者さんが所持し、紛失の責任はご自身にあります。大切に保管・管理してください。
9	「私のカルテ」が不要になったら？	患者さんご自身の記録として保管されるか、または患者さん・ご家族の判断で個人情報として適切に処分して下さるようお願いいたします。
10	「私のカルテ」のことをもっと知りたいのですが。	拠点病院の連携担当部署（患者・家族相談支援室、地域医療連携室等）の窓口で詳しくお知らせします。お気軽にお尋ねください。